

岐 阜 県 公 報

第 二 千 二 百 四 十 六 号
平 成 二 十 三 年 五 月 十 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
の一部の施行期日を定める規則

(研 究 開 発 課) 一 一 〇 ページ

告 示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指
定

保安林に指定する予定である旨の通知

(廃 棄 物 対 策 課) 一 一 〇

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治 山 課) 一 一 〇

保安林の指定予定

(同) 一 一 〇

保安林の指定解除

(可 茂 農 林 事 務 所) 一 一 三

保安林の指定解除

(下 呂 農 林 事 務 所) 一 一 三

公 示

毒物劇物取扱者試験の実施

(薬 務 水 道 課) 一 一 四

関都市計画の変更案の縦覧

(都 市 政 策 課) 一 一 五

土地改良区の定款の変更認可

(岐 阜 農 林 事 務 所) 一 一 六

土地改良区役員の退任及び就任

(西 濃 農 林 事 務 所) 一 一 六

平成二十三年度岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験
の実施

(人 事 委 員 会) 一 一 六

平成二十三年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、
大学卒程度試験及び資格免許職(薬剤師)試験の実施

(同) 一 一 八

平成二十三年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用
試験の実施

(同) 一 一 一

正 誤

異種目換地の指定中訂正

(西 濃 農 林 事 務 所) 一 一 三

規 則

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成二十三年岐阜県条例第十一号）附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成二十三年五月三十日とする。

告 示

岐阜県告示第三百二二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古 田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一八	恵那市明智町字大久手一〇〇一番地三五五	廃棄物の処理及び清掃に

の一部、一〇〇一番地三五六の一部

関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第三百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市串原字鹿之瀬九二〇の五六、九二〇の六〇、九二〇の六五から六九まで、九二〇の七一、九二〇の一三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（注）次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

多治見市姫町五丁目六、八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛騨市河合町稲越字谷口三〇八の二、三〇八の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市八幡町那比字西古洞六五九二の二、六五九二の三、字杉ヶ洞六六〇一の一、六六〇一の二、六六〇一の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 下呂市萩原町山之口字鈴ヶ洞三〇五〇、三 五二の二、三 五二の三、三 五二の三 五三の九、三 五三の一〇、三 五三の二、三 五三の四、三 五三の六、森字長尾三九一四の一、字池ヶ谷八三九四〇の二、字高岩入三九四一の五五、字ドンビキ岩三九四三の一、字一ノ段三九四四の一、馬瀬西村字柿洞一〇六二の一、馬瀬下山字若佐洞二七〇の一
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 下呂市馬瀬下山字若佐洞二七〇の二、二七〇の六、字八尾二七三の二、二七三の三、馬瀬西村字柿洞一〇六二の二
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町瑞岩寺字馬本四二二、四二四から四二六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町岐字前山一一四七七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。()

岐阜県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

下呂市金山町弓掛字信濃柿七六三の一四

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

公 示

毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）第八条の規定により公示します。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験の日時
平成二十三年八月十八日（木）午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
各務原市那加桐野町五丁目六十八番地 東海学院大学東キャンパス
- 三 試験の種類
次のうちいずれか一つを選んで受験してください。
1 一般毒物劇物取扱者試験
2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 試験科目
1 筆記試験
（一）毒物及び劇物に関する法規
（二）基礎化学
（三）毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）
- 2 実地試験（筆記により実施）
毒物及び劇物の識別及び取扱方法（ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）

五 出願書類

- 1 受験願書（氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印によること。）
一通
- 2 写真（出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 一枚
- 六 受験手数料
一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと。）
- 七 願書受付期間
平成二十三年六月十三日（月）から六月二十四日（金）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
- 八 願書受付場所
1 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）
2 岐阜県健康福祉部薬務水道課
- 九 郵送による受験願書の受付
1 願書郵送受付期間
平成二十三年六月十三日（月）から六月二十四日（金）までの消印のあるものに限ります。
2 願書送付先
〒五〇〇 八五七〇 岐阜県岐阜市数田南二 一 一 岐阜県健康福祉部薬務水道課
- 3 願書郵送方法
出願書類については「五 出願書類」のとおりです。
出願書類は角形二号の封筒に入れ、封筒には「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。
また、一つの封筒に入れることができる出願書類は一件です。
- 十 受験票の送付
受験者に対して、平成二十三年八月五日（金）までに岐阜県健康福祉部薬務水道課から直接受験票を送付します。
- 十一 合格発表
平成二十三年九月十六日（金）午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲載するほか、合格者には合格証を送付します。
岐阜県庁ホームページ（薬務水道課）
<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/yakumu/>

十二 試験結果の提供

毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果
毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点
- 2 提供期間

平成二十三年九月十六日（金）から十月十七日（月）（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十三年九月十六日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

- (一) 受験票
- (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十三 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部薬務水道課（電話〇五八 二七二 八二八五）

岐阜県保健所生活衛生課（電話 五八 三八 三 三）

岐阜県保健所本巣・山県センター生活衛生課（電話 五八 二六四 一一一 内線三五二）

五二）

西濃保健所生活衛生課（電話 五八四 七三 一一一 内線二六九）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話 五八五 二二三 一一一 内線二六一）

関保健所生活衛生課（電話 五七五 三三三 四 一一一 内線三五八）

関保健所都上センター生活衛生課（電話 五七五 六七 一一一 内線三五三）

中濃保健所生活衛生課（電話 五七四 二五 三一一 内線三五二）

東濃保健所生活衛生課（電話 五七二 一三三 一一一 内線三五七）

恵那保健所生活衛生課（電話 五七三 二六 一一一 内線二五五）
飛騨保健所生活衛生課（電話 五七七 三三三 一一一 内線三三四）
飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話 五七六 五二 三一一 内線三五三）

関都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画道路

3・6・13号 国道248号線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十三年五月十日から

同 年五月二十四日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
金谷井水土地改良区	平成二三・四・二五

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十三年五月十日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
室原土地改良区	平成二三・三三	理事	高田 徹	養老郡養老町室原	六七五番地一

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
室原土地改良区	平成二三・四一	理事	長澤 文康	養老郡養老町室原	六七六番地一

平成二十三年度岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十三年度岐阜県職員採用民間企業等職務経験者試験を次のとおり実施します。

平成二十三年五月十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として民間企業等における職務経験並びに職務経験で培った知識、経験及び能力を活かして事務的又は技術的業務に従事する職員を採用するために行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人数
民間企業等職務経験者試験	電気若	千人

二 受験資格

試験名	試験区分	受験資格
民間企業等職務経験者試験	電気	平成二十三年四月一日における年齢が六十歳未満で、民間企業等での職務経験（公務員を除く民間企業の従業員、自営業者として一年以上継続して就業した期間）が通算して六年以上の者

ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、

記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十三年六月二十六日(日)午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

教養試験

公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。

論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

経歴審査

民間企業等における職務経験並びに職務経験で培った知識、経験及び能力についての審査を行います。

(三) 合格者発表

平成二十三年七月八日(金)(予定)県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokun/saiyo/saiyo-info/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十三年七月下旬から八月上旬(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

口述試験

人物及び民間企業等における職務経験について個別面接による試験を行います。

す。

適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。

(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十三年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十四年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

初任給は、学校卒業後、民間等における職歴その他を勘案のうえ決定され、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「民間経験者請求」と朱書き、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の

返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「民間経験者受験」と朱書し、〒五八五七(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十三年五月十日(火)から五月二十七日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十七日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当(電話 五八二七二一一一一 内線三三五六)へ問い合わせてください。

平成二十三年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験及び資格免許職(薬剤師)試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十三年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験、大学卒程度試験及び資格免許職(薬剤師)試験を次のとおり実施します。

平成二十三年五月十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学院修士課程修了及び大学卒業程度の知識、技術又はその他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員並びに薬剤師に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する職員を採用するためにい

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人数
大学院修士課程修了者試験	機械	若 干 人
大学卒程度試験	行政	二 十 人
	行政(福祉)	若 干 人
	警察行政	十 人
	心理	若 干 人
	農学	若 干 人
	森林科学	若 干 人
	土木	五 人
	建築	若 干 人
	農業土木	若 干 人
	電気	若 干 人
	機械	若 干 人
	水産	若 干 人
資格免許職試験	薬剤師	五 人

二 受験資格

試験名	試験区分	受験資格
-----	------	------

大学院修士課程修了者試験	機 械	次に掲げる者 一 平成二十三年四月一日における年齢が三十一歳未満で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院において修士課程を修了又は平成二十四年三月までに修了見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者
大学卒業程度試験	行政、行政（福祉）、警察行政、心理、農学、森林科学、土木、建築、農業土木、電気、機械、水産	次に掲げる者 一 平成二十三年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者 二 平成二十三年四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成二十四年三月までに卒業見込みの者 ロ 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者
資格免許職試験	薬 劑 師	平成二十三年四月一日における年齢が二十九歳未満で、薬剤師の免許を有する者又は平成二十四年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者

ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（ただし、大学院修士課程修了者試験における「機械」、大学卒業程度試験における「心理」「電気」「機械」及び資格免許職試験における「薬剤師」を除く。）
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

<p>三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表</p> <p>1 第一次試験</p> <p>(一) 日時及び場所 平成二十三年六月二十六日（日）午前八時三十分から岐阜市及び各務原市において行います。</p> <p>(二) 方法 教養試験 公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分にとわって行います。</p> <p>専門試験 試験区分に応じた専門的知識、技術又はその他の能力について、択一式による筆記試験を大学院修士課程修了程度又は大学卒業程度で二時間にわたって行います。</p> <p>試験問題の出題分野は、次のとおりです。</p> <p>大学院修士課程修了者試験</p> <table border="1" data-bbox="566 1187 726 2060"> <tr> <th>試験区分</th> <th>出題分野</th> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作、品質工学等</td> </tr> </table>		試験区分	出題分野	機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作、品質工学等	<p>大学卒業程度試験</p> <table border="1" data-bbox="159 1187 566 2060"> <tr> <th>試験区分</th> <th>出題分野</th> </tr> <tr> <td>行政（福祉）</td> <td>行政学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査等</td> </tr> <tr> <td>行政</td> <td>政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等</td> </tr> <tr> <td>警察行政</td> <td>政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等</td> </tr> </table>	試験区分	出題分野	行政（福祉）	行政学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査等	行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等	警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
試験区分	出題分野													
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作、品質工学等													
試験区分	出題分野													
行政（福祉）	行政学、憲法、行政法、民法、社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査等													
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等													
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等													

識見、論理性、思考力等について試験を行います。

論文試験

薬 劑 師	試験区分	心 理	農 学	森 林 科 学	土 木	建 築	農 業 土 木	電 気	機 械	水 産	資格免許職試験
	出題分野	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む)、 応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研 究法、統計学等	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫 学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含 む)、林業工学、林産一般、砂防工学等	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施 工、都市計画、土木計画等	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構 造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改 良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機 器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力 学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、 水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等	

- なお、この試験は第二次試験として評価します。
- (三) 合格者発表
平成二十三年七月八日(金)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームペ
ージ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通
知します。
岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」のアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokun/saiyo/saiyo-info/>
- 2 第二次試験
第一次試験の合格者に対して行います。
(一) 日時及び場所
平成二十三年七月下旬から八月月上旬(予定)に岐阜市において行います。
なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。
- (二) 方法
口述試験
人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
集団討論試験
社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います
(大学院修士課程修了者試験を除く)。
適性検査
職務遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。
身体精密検査
職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います(所定
の健康診断書の提出を求めます)。
- 3 最終合格者発表
第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合
格者を決定の上、平成二十三年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホ
ームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験
者全員に合否の結果を通知します。
- 四 合格から採用まで
この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された
上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定され

ます。採用予定年月日は、原則として平成二十四年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われず。

五 給与等

平成二十三年年度の新規採用者の研究職給料表適用職員の給料月額、修士課程修了者で二十一万七千七百円、行政職給料表適用職員は、大卒者で十七万八千八百円、医療職(二)給料表適用職員は、大卒者で十八万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されず。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「修士請求」、「大卒請求」又は「薬剤師請求」と朱書き、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「修士受験」、「大卒受験」又は「薬剤師受験」と朱書き、千五 八五七 (住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五

センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十三年五月十日(火)から五月二十七日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十七日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当(電話 五八二七二一一一 内線三三五六)へ問い合わせてください。

平成二十三年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十三年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十三年五月十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識又はその他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人数
身体障がい者を対象とした職員採用試験	行政若	千 人

二 受験資格

試験名	試験資格
受	資格
<p>身体障がい者を対象とした職員採用試験</p> <p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十三年四月一日における年齢が二十一歳以上二十九歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p>	

ただし、次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十三年六月二十六日(日)午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

教養試験

公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。

専門試験

公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間にわたって行います。
試験問題の出題分野は別表のとおりです。
(別表)

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
	以上五十題のうち四十題を選択

論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十三年七月八日(金)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unet/syokun/saiyo/saiyo-info/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十三年七月下旬から八月上旬(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
適性検査
職務遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。
身体精密検査
職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。

3 最終合格者発表
(所定の身体検査書の提出を求めます。)

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十三年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十四年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

平成二十三年度の新規採用者の給料月額は、十七万八千八百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員行政請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員行政受験」と朱書きし、〒五 八五七 (住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛で、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五

センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十三年五月十日(火)から五月二十七日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、五月二十七日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当(電話 五八二七二一一一 内線三五五六)へ問い合わせてください。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十三年三月十五日第二千二百三十二号 異種目換地の指定九百九十七頁上段の

表中

下大樽	井堰	六〇五	田	田	三三七の内六五
下大樽	井堰	六〇六	田	田	三二〇の内三五
下大樽	井堰	六〇七	田	畑	五二
下大樽	井堰	六〇八の一	畑	畑	六二
下大樽	井堰	六〇九	畑	畑	一八八の内三五
下大樽	井堰	六一〇の一	畑	畑	八九の内一
下大樽	井堰	六〇五地先		公衆用 道路	五八

は

平成二十三年五月十日発行

発行所

岐阜市数田南一丁目一番一
号

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・アール・テクノセンター

誤り。

計	平田町岡	大字	地番	地目	用途	地積 (平方メートル)
	下走り	字				
一筆	九三四の九			田		五九の内五七
五七				田		

海津市

計	四郷	下大樽	下大樽	下大樽
	木松ノ	油手	油手	河戸
四筆	二〇〇一	八四一	七八一	四五二の一
一三一	田	畑	畑	畑
	田	畑	畑	畑
	五八五の内五七	一八八の内五七	一二八の内六〇	九五の内五七

計

七筆

二八八

の